

○ 用語解説

[あ行]

●アスペルガー症候群

高機能自閉症の特徴とほとんど同様の障がい、人への関心が乏しかったり、他者の感情に気づきにくいなどの社会性の障がい、会話を継続する能力の障がい、強いこだわりや限定された興味などの固執性とそれに基づく行動の障がいがある。

●育成医療

身体障がいのある子どもに対し、生活能力を得るために必要な医療の給付を厚生労働大臣または都道府県知事の指定した医療機関において行う。障害者自立支援法により自立支援医療へと移行。

●ADHD（注意欠陥／多動性障がい）

Attention - Deficit /Hyperactivity Disorder の頭文字。

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、または衝動性、多動性を特徴とする行動の障がい、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

●LD（学習障がい）

Learning Disabilities の頭文字。

基本的には、全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す、様々な障がいを指すもの。

[か行]

●カウンセリング

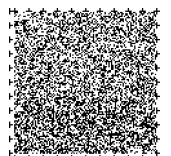
個人の問題に対して相談、助言により、問題解決を図る援助技術。

●学習障がい

LDを参照。

●グループホーム

地域社会の中にある住宅（アパート、マンション、一戸建て等）において、数人の障がい者等が、同居あるいは近隣に居住する世話人から食事の提供、相談その他の日常生活援助を受けながら共同で生活する。



●ケアホーム（共同生活介護）

入浴、排泄または食事その他のサービスにおいて介助が必要な人が共同で生活する。夜間体制においても継続した支援ができる。

●ケアマネジメント

生活ニーズに応じて、地域に散在する福祉・保健・医療・教育・就労等のサービスを適切に組み合わせて、一体的・総合的に提供するという観点から、ケア計画を作成してサービスを提供する方法。

●健康はこだて 2 1

本格的高齢社会にあつて、市民の健康寿命の延伸を図ることを目的に、生活習慣を改善し、疾病を予防するという一次予防の視点に立った健康づくり対策を推進するため、本市の特性を踏まえ策定された健康づくり計画。

●高機能自閉症

3 歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障がいである自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないもの。

●高次脳機能障がい

病気や事故などの原因により脳が損傷されたことにより、言語・思考・記憶行為・学習・注意などに障がいがおきた状態。

●更生医療

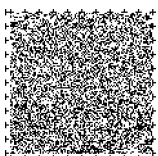
18歳以上の身体障がい者が、その障がいの程度を軽減したり、取り除くために行うリハビリテーション医療。障がいの進行を防ぐことが可能な場合、その医療費を助成する。障害者自立支援法により自立支援医療へと移行。

●交通バリアフリー法

「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」の通称。高齢者、障がい者、妊産婦などが公共交通機関を利用して移動する際の利便性や安全性の向上を図るため、旅客施設、鉄道車両等および旅客施設周辺地区のバリアフリー化の推進を目的とした法律。

●行動障がい

激しいこだわり、ひどい自傷や他害、破損行為などの行為があり、その行動が著しい場合は、家庭での養育や施設での集団生活における処遇が非常に難しく、周囲の人的・物的環境におよぼす影響が少なくないものをいう行動面からの定義。



●広汎性発達障がい

自閉症や高機能自閉症，ADHD，アスペルガー症候群など，自閉症に近い特徴をもつ発達障がいの総称。

[さ行]

●支援費制度

ノーマライゼーションの理念を実現するため，これまで，行政が施設入所・居宅サービスの内容や事業者を決定していた「措置制度」を改め，障がい者が自らサービスを選択し，利用者とサービスを提供する施設・事業者とが対等な関係のもと，契約に基づきサービスを利用する制度。

●市町村障害者生活支援事業

在宅の障がい者に対し，在宅福祉サービスの利用援助，社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援，ピア・カウンセリング，介護相談および情報の提供等を総合的に行うことにより，障がい者やその家族の地域における生活を支援し，在宅の障がい者の自立と促進を図ることを目的とする相談支援事業。

●自閉症

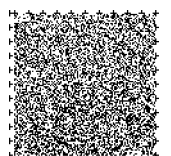
発達障がいのひとつと考えられており，(1) 社会的な相互交渉の質的な障がい，(2) コミュニケーション機能の質的な障がい，(3) 活動と興味の範囲の著しい限局性，の3つを主徴とする行動的症候群と定義される。

●社会参加促進事業

障がい者が社会の構成員として地域の中で生活できるよう，また，社会参加を通じて生活の質の向上が図られるよう，必要な社会参加促進施策を実施し，誰もが明るく暮らせる社会づくりの促進を目的とした事業。

●社会適応訓練

直ちに企業に雇用されることが困難な精神障がい者を対象に，協力事業所（精神障がい者に対する理解が深く，その社会的自立を促進することに熱意を有する事業所）での訓練を通じて，集中力，対人能力，仕事に対する持久力および環境適応能力等を養い，社会復帰の促進と社会活動への参加の促進を図る。



●社会復帰施設

精神障がい者が、通常の社会生活を営めるよう、自立・自助のための訓練・指導等を行う施設。

●就学指導委員会

障がいのある子どもに対して、一人ひとりのニーズに応じた就学指導を進めていくため、医師、教員、児童福祉施設職員など各分野の専門家で構成されている機関で、教育委員会に設置されている。

●周産期医療システム

特別な医療が必要なハイリスク児、母体や児に危険を及ぼす可能性が高いハイリスク妊娠などに対する医療の充実のため、妊娠、出産から新生児期に至る周産期医療を体系的かつ効果的に提供していくためのシステム。

●周産期母子医療センター

健康な新生児を出産するために、妊娠後期から分娩、新生児期までの経過を正確に把握し、一貫した集中管理のもとで、系統的な措置を行う医療施設。

●重点施策実施5か年計画（新障害者プラン）

国が、障害者基本計画に基づき、その前期5年間（平成15年度から平成19年度）において、重点的に実施する施策およびその達成目標等を定めたもの。

●障害者基本計画

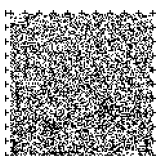
障害者基本法に基づく障がい者施策に関する長期計画であり、「リハビリテーション」および「ノーマライゼーション」の理念をもとに、障がい者の社会への参加、参画に向けた施策の一層の推進を図るため、平成15年度から24年度までの10年間に講ずべき障がい者施策の基本的方向について定めた国の計画。

●障害基礎年金

国民年金の加入者が、定められた程度の障がいになったときに支払われる年金。国民年金に加入義務の生じる20歳以前に障がいになった人は、20歳になったときから支払われる。

●障害児福祉手当

精神または身体に重度の障がいを有するために、日常生活において常時介護を要する20歳未満の在宅の障がい児に支給される手当。



●障害者週間

国民の間に広く障がい者福祉についての関心と理解を深めるとともに障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるために、平成7年度から設けられた。毎年12月3日から12月9日までの一週間。

●障害者就業・生活支援センター

職業生活における自立を図るため、就業およびこれに伴う日常生活、または社会生活上の支援を必要とする障がい者に対し、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携を図りつつ、身近な地域において必要な指導、助言その他の支援を行う機関。

●障害者自立支援法

障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、障害者基本法の基本的理念にのっとり、これまで障がい種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを創設することとし、自立支援給付の対象者、内容、手続き等、地域生活支援事業、サービスの整備のための計画の作成、費用の負担等を定めた法律。平成17年10月31日成立。

●障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）

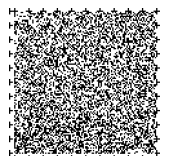
障がい者の雇用の促進と職業の安定を図ることを目的とし、(1) 職業生活における自立を図る職業リハビリテーションの推進、(2) 障がい者の雇用を法的義務とした障害者雇用率制度の運営（平成17年度の一般の民間企業の法定雇用率は1.8%。）、(3) 障がい者の雇用を経済的側面から支える障害者雇用納付金制度等の運営、を中心とする施策を講じることとされている。昭和35年に身体障害者雇用促進法として制定され、昭和62年に大幅な改正が行われ、現在の名称となった。

●ジョブコーチ（職場適応援助者）

就職または職場への定着に課題のある障がい者が、引き続き職場で安定して働くことができるよう、事業所へ一定期間派遣して、障がい者本人、家族や事業者に対して支援を行う援助者。

●心身障害者扶養共済制度

心身に障がいがあるため、独立自活することが困難な人を扶養している保護者が、一定期間掛金を拠出し、将来の障がい者の生活のため終身一定額を給付する年金。



●身体障害者手帳

視覚障がい、聴覚または平衡機能の障がい、音声機能・言語機能またはそしゃく機能の障がい、肢体障がい、心臓・じん臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・免疫の機能に永続する障がいがある場合に交付される手帳。その程度により1級から6級までの手帳が交付される。

＜障がい等級とその状態（肢体の場合）＞

- 1級 両上肢または両下肢の喪失、座位不能
- 2級 両上肢または両下肢の機能障がい、立位不能
- 3級 片上肢の機能障がい、片下肢の機能喪失
- 4級 親指・人差指の機能喪失、片下肢の機能障がい
- 5級 関節の機能障がい、体幹の機能障がい
- 6級 親指の機能障がい、足関節の機能障がい

●身体障害者補助犬

(1) 視覚障がい者の移動を支援する「盲導犬」、(2) 肢体不自由者に日常生活動作の手助けをする「介助犬」、(3) 聴覚障がい者のために音を聞き分け、必要な情報を伝える「聴導犬」の3種類をさす。

訓練事業者および使用者の義務を定めるとともに、身体障がい者が公共的施設や公共交通機関等を利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することができるようにするための身体障害者補助犬法が平成15年10月より全面施行されている。

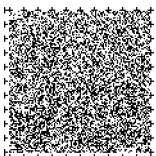
●生活障がい

精神障がい者に多くみられる障がいで、病気の結果、社会生活や日常生活に困難な状況が現れること。

例えば、生活リズムの乱れ、金銭管理ができない等の「日常生活上の障がい」、集中力・持続力・意欲の低下、作業能力の低下等の「働くことの障がい」、人付き合いが苦手等の「対人関係の障がい」、臨機応変にできない等の「まとめる力の障がい」がある。

●精神障害者共同作業所

雇用されることが困難な在宅の精神障がい者に対し、作業訓練や生活指導等を併せて行い、自立を助長する施設。



●精神障害者保健福祉手帳

精神障がい者の社会復帰および自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を有する者のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人を対象として交付される手帳。その程度により、1級から3級までの手帳が交付される。

＜障がい等級とその状態＞

1級 精神障がいであって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

2級 精神障がいであって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの

3級 精神障がいであって、日常生活もしくは社会生活が制限を受けるか、または日常生活もしくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

●成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。

具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う代理人等を選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る。

[た行]

●短期入所

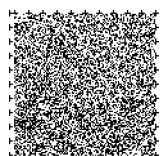
介護している家族が病気などのため、障がい児・者が一時的に介護を受けることができないときに、施設等に一時的に入所する制度。ショートステイ。

●地域生活支援事業

障がい者等が障がい福祉サービスやその他のサービスを利用しつつ、その有する能力および適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等、障がい児の保護者または障がい者等の介護を行う人からの相談に応じ、必要な情報の提供および助言その他の便宜を供与するとともに、障がい者等に対する虐待の防止およびその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他の障がい者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業。

●地域福祉権利擁護事業

知的障がい者、精神障がい者、認知症高齢者等の判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用援助を行うことにより、自立した地域生活ができるよう、その人の権利を擁護することを目的とする事業。



●注意欠陥／多動性障がい

ADHDを参照。

●通院医療費公費負担

精神障がい者が通院によって精神疾患の医療を受けた場合に、その医療に要する費用を公費負担する制度。障害者自立支援法により自立支援医療へと移行。

●デイサービス

デイサービスセンター等に通所し、創作活動や軽作業、日常生活訓練等を行うことにより、地域での自立を支援するサービス。入浴や給食、送迎サービスを行っている場合もある。

●特殊教育

心理的または身体的に何らかの障がいのある子どもは、その障がいのために通常の教育内容・方法による通常の学級での教育が困難であることから、その特性や能力に応じて特別な教育を行おうとする学校教育の一分野。

●特定疾患治療研究事業

特定疾患は、原因が不明で治療方法が未確立であり、かつ、慢性化・長期化するために精神的・経済的負担が大きいことから、医療の確立を図るための調査研究、医療施設の整備促進と併せた医療費の公費負担制度。

●特定目的住宅

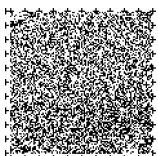
障がい者、高齢者、母子家庭などを優先入居させることを目的として建設された公営住宅。

●特別支援教育

特殊教育の対象の障がいだけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症等を含めた障がいのある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点に立った教育体制。子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導および必要な支援を行う。

●特別児童扶養手当

20歳未満の精神や知的または身体に障がいがある在宅の子ども等を扶養する保護者に支給される手当。



●特別障害者手当

20歳以上で精神または身体に著しい重度の障がい有するために、日常生活において常時特別の介護を要する在宅の障がい者に支給される手当。

[な行]

●難病

一般に不治の病ととらえられることが多く、その時代時代の医療水準や社会事情によって変化するものであるが、現在は、昭和47年の「難病対策要綱」に基づき、難病対策として取り上げるべき疾患の範囲を、二つの点に整理している。

一点目の概念は、原因不明で治療法が未確立であるとともに、後遺症を残すおそれが少なくない疾病。二点目の概念は、経過が慢性にわたり、経済的にも精神的にも負担が大きい疾病としている。

一点目の概念を中心とした121の疾患が難治性疾患克服研究対象疾患の対象となっており、そのうち国指定45疾病、道指定6疾病（平成17年度）が医療費公費負担制度（特定疾患治療研究事業）の対象に指定されている。

●ノーマライゼーション

障がいのある人もない人も同じように社会の一員として、社会参加し自立して生活できる社会をめざすという考え方。

[は行]

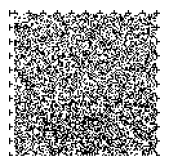
●ハートビル法

「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」の通称。

不特定多数の者が利用する公共性の高い建築物を、高齢者・身体障がい者等が円滑に利用できるようにするための法律。整備費の助成、税制上の特例措置、低利融資等が受けられる。

●函館市高齢者等保健・医療・福祉計画

介護保険サービスをはじめとする各種サービス基盤の整備の促進のほか、介護予防や生きがいつくり、社会参加なども含め、今後の市の高齢者対策に係る基本的な方向性を示す計画。



●函館市地域福祉計画

福祉サービスの適切な利用の促進や社会福祉事業の健全な発展、福祉に対する市民意識の醸成や地域福祉活動への市民の主体的な参加の促進に関する方策を、横断的な視点から取りまとめ、各種サービスに係る情報提供や利用にあたっての相談が気軽にできる、地域での温かい人間関係を形づくるため、行政・地域・住民が理念を共有しながら協働して取り組む、共に支え合う地域社会づくりのための、全市民を対象とした計画。

●函館市福祉のまちづくり条例

すべての市民が共有すべき福祉の理念やそれぞれが果たすべき責務などを掲げるとともに、不特定多数の人が利用する公共的施設の整備の基準を定め、21世紀における福祉のまちづくりにみんなで力を合わせ取り組んでいくために制定した条例。

●発達支援センター

発達の遅れまたは障がいのある子どもとその家族が、身近な地域において発達相談・評価、個別療育支援、家族支援、保育所等への支援など、適切な相談支援および療育を受けることができるよう市町村が指定する機関。

●発達障害者支援センター

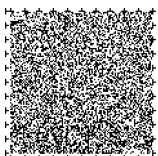
自閉症およびその周辺領域にある発達障がいに対する支援を行う機関。(1) 関係機関、関係施設等に対する情報提供および関係者の研修、(2) 自閉症児（者）、その家族等からの相談への対応および助言指導、(3) 自閉症児（者）等への療育および就労支援の実施、(4) 福祉事務所、子ども家庭相談センター、障害者更生相談所等の関係機関との連絡調整等を実施する。

●発達障害者支援法

発達障がい者の心理機能の適正な発達および円滑な社会生活の促進のために、発達障がいを早期に発見し、発達支援を行うことに関する国および地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障がい者への支援、発達障がい者の就労の支援等について定め、発達障がい者の自立および社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図る法律。

●バリアフリー

高齢者や障がい者の歩行、住宅などの出入りを妨げる物理的障がいがなく、動きやすい環境をいう。今日では、物理的な障壁を取り除くことだけでなく、制度的、心理的なものや、情報面の障壁等、障がい者を取り巻く生活全般に関連している障壁（バリア）を取り除く（フリー）ことをいう。



●福祉的就労

授産施設や小規模作業所で働くこと。自立，更生を促進し，生きがいをつくるという意味合いがある。

●福祉副読本

小学校5年生を対象として，福祉の心を育むために，家庭，学校，地域社会などの日常生活の身近な話題から福祉に関する題材を取り上げ，教材化したもの。

●福祉ホーム

家庭環境，住宅事情等の理由などにより家族との同居が困難な障がい者が，低額な料金で，居室やその他の設備を利用することができ，日常生活に必要な便宜が受けられる施設。

●北海道障害者基本計画

障害者基本法第9条第2項に基づく都道府県における障がい者のための施策に関する基本的な計画（都道府県障害者計画）であり，また，「第3次北海道長期総合計画」（平成10年度～19年度）の障がい者施策分野における個別計画として位置づけている。

計画期間は，平成15年度から24年度までとなっており，その前半に取り組む重点施策や目標値を示す前期実施計画（平成15年度～19年度）を策定している。

●北海道障害者職業センター

障害者の雇用の促進等に関する法律に定められているもので，地域に密着して，作業体験などの職業準備支援，ジョブコーチ支援事業，精神疾患により求職している人のリワーク支援などのサービスを提供する機関。

[や行]

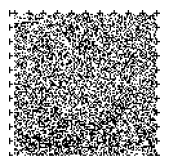
●ユニバーサルデザイン

年齢，性別，身体，国籍など，人々が持つ様々な特性や違いにかかわらず，はじめから，できるだけすべての人が利用しやすい，すべての人に配慮した，環境，建物・施設，製品等のデザインをしていこうとする考え方。障壁（バリア）があることを前提にそれを除去（フリー）していこうとする「バリアフリー」の考え方を一歩進め，最初から誰にとっても障壁のない設計を目指すもの。

[ら行]

●ライフステージ

人の一生をいくつかの段階に区分したもの。乳幼児期，学齢期，青年期，高齢期等。



●リハビリテーション

障がい者の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず、障がい者のライフステージのすべての段階において全人間的復権に寄与し、障がい者の自立と参加を目指す考え方。

●療育手帳

知的機能の障がいが発達期（おおむね18歳まで）に現れ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあると判断された者に対して交付される手帳。その障がい程度によって、A（重度）またはB（中，軽度）の手帳が交付される。

